



相談	相談日	時間	会場	問い合わせ・備考
行政相談	3日(火)	午後1時~3時	西那須野公民館	●国、県、市など行政の仕事に対する意見や要望 ☎企画政策課 ☎0287(62)7109
	11日(水)		いきいきふれあいセンター2階	
	19日(木)		高林公民館	
不動産相談(予約制)	23日(月)	午後1時30分~3時30分	県不動産会館県北支部(大正堂くろいそみるひいホール前)	※相談日当日までに要予約。 ☎県宅建協会県北支部 ☎0287(62)6677
司法書士による相談(予約制)	7日(土)	午前10時~午後3時	西那須野公民館	※相談日2日前までに要予約。 ☎県司法書士会 ☎028(614)1122
相続・遺言相談(予約制)	29日(日)	午前10時~午後3時	とちぎ福祉プラザ(宇都宮市若草1-10-6)	※予約受付期間 10月2日(月)~宇都宮地方務局 ☎028(623)0911
マザーズコーナー出張職業相談	12日(水)	午前9時15分~正午	いきいきふれあいセンター2階	●子育て中の人の出張就職相談 ☎ハローワーク大田原 ☎0287(22)2268
	18日(水)	午後1時~3時	つどいの広場「ほっぺ」(方京)	
弁護士による法律相談(予約制) ※年度内1人2回まで可。	10日(火)	午後1時30分~3時50分	いきいきふれあいセンター2階	※予約受付期間 10月2日(月)~6日(金)。定員14人 ☎社会福祉課 ☎0287(62)7135
	24日(水)	午後1時30分~3時50分	健康長寿センター	※予約受付期間 10月16日(月)~23日(月)。定員14人 ☎市民福祉課 ☎0287(37)6231
広域無料法律相談(予約制)	12日(水)	午後1時30分~4時30分	トコトコ大田原 市民交流センター(大田原市中央1-3-15)	※予約受付期間 10月5日(水)~11日(水)。定員18人 ☎大田原市総務課 ☎0287(23)1111
人権相談	3日(火)	午後1時~3時	健康長寿センター	●人権相談、人権保護などの相談 ☎市民協働推進課 ☎0287(62)7019
育児相談(予約制)	12日(水)	午前9時30分~午後2時30分	黒磯保健センター	●保健師や栄養士などによる育児に関する相談 ☎子育て相談課 ☎0287(38)1356
	16日(日)		西那須野保健センター	
健康相談 食生活相談(予約制)	2日(月)	午後1時30分~3時	西那須野保健センター	●保健師や管理栄養士による健診の結果相談や、その他心身の健康相談 ☎黒磯保健センター ☎0287(63)1100
	6日(金)	午前9時30分~11時	黒磯保健センター	
	16日(月)	午後1時30分~3時	黒磯保健センター	
	20日(金)		西那須野保健センター	
	25日(水)	午前9時30分~11時	黒磯保健センター	
	31日(火)	午後1時30分~3時	西那須野保健センター	
こころの相談(予約制)	5日(水)	午前10時~正午 午後1時~5時	西那須野保健センター	●日本カウンセリング学会カウンセリング心理士による相談 ☎社会福祉課 ☎0287(62)7026
	19日(水)		黒磯保健センター	
ポラリス☆とちぎ出張相談会(予約制)	2日(月)	午後1時30分~4時30分	いきいきふれあいセンター	●ひきこもりで悩んでいる本人、家族のための相談 ☎社会福祉課 ☎0287(62)7135

今回のテーマは「ジェンダー・ハラスメント」です

市職員の研修を実施しました!

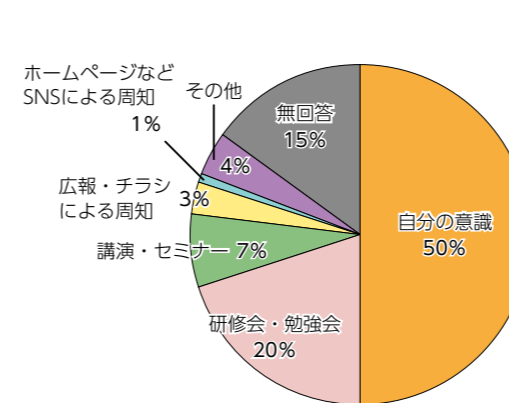


市では6月30日に、ジェンダー・ハラスメント研究家の小林 敦子氏による職員研修「ジェンダー・ハラスメントと向き合う」を開催し、102人が参加しました。ジェンダー・ハラスメントの意味と実例、それには自分が持っているバイアス(偏見)が深くかかっていること、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を乗り越えるためには、物事を多面的に捉える力が必要で、複雑な物事を複雑なままに理解することを学びました。

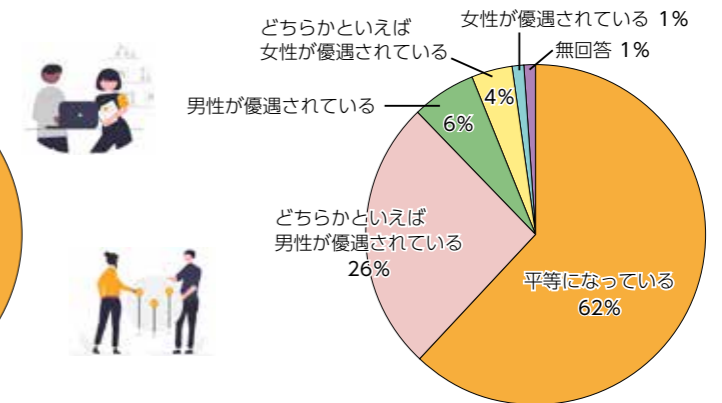
「無意識の偏見」がなくなることはありませんが、性別に関わりなく互いに協力し合える社会の実現のために、自分の価値観で決めつけたり、押し付けたりしないように意識しましょう。

市職員アンケート結果

「ジェンダー・ハラスメント」をなくすには何が一番必要だと思いますか



職場では、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか



参加者の声

- ・「女性だから」という理由で研修の機会が男性と比べて少なかった
- ・無意識でジェンダー・ハラスメントを行っていることに気づいた
- ・アンコンシャス・バイアスをどう乗り越えていくかが分かって良かった
- ・特に管理職には今回のような研修を積極的に受けてほしい

「マタニティハラスメント」知っていますか?

育児休業制度を利用したことなどを理由として、職場内で嫌がらせを受けていないですか?

これらは「マタニティハラスメント」です。心当たりのある人は会社の人事担当や、外部の相談窓口にご相談しましょう。



第3次男女共同参画行動計画に関する令和4年度年次報告書を作成しました  
市ホームページまたは☎市民協働推進課で閲覧できます。



「みんな」バックナンバーはこちら→  
ウェブ版も見てね!

